

〈 資 料 提 供 〉  
平成26年4月25日(金)  
農林水産部里山振興室  
担当者：亀田  
電話：076-225-1648(内4752)

## 世界農業遺産 未来につなげる「能登」の一品認定制度の創設 及び認定商品の募集について

世界農業遺産活用実行委員会では、世界農業遺産の認知度や価値の向上に伴い、能登棚田米をはじめとする地域独自の商品開発の取組が活発化し、そうした商品への世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマークの使用要望が多数寄せられていることを受け、今般、「能登の里山里海」で生まれ、世界農業遺産の保全・継承に資する商品を認定する制度を創設しました。

また、認定商品を募集するのに合わせ、農林水産事業者、食品製造業者等を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

### 記

1 制度の概要 別紙のとおり

2 募集開始 平成26年5月1日(木)

（申請書関係書類は、県ホームページ及び農林総合事務所において  
入手できます。）

3 募集説明会

(1) 中能登会場

日時：平成26年5月13日(火) 11時～12時

会場：石川県能登中部保健福祉センター1階 大会議室

(七尾市本府中町ソ部27番9)

(2) 奥能登会場

日時：平成26年5月13日(火) 15時～16時

会場：輪島市役所3階 大会議室(輪島市二ツ屋町2字29番地)

# 世界農業遺産 未来につなげる「能登」の一品認定制度の概要 (別紙)

世界農業遺産の認知度や価値の向上に伴い、能登棚田米をはじめとする地域独自の商品開発の取組が活発化し、そうした商品への世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマークの使用要望が多数寄せられていることを受け、「能登の里山里海」で生まれ、世界農業遺産の保全・継承に資する商品を、世界農業遺産 未来につなげる「能登」の一品として認定します。

また、認定を受けた商品には世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマークを使用することができます。

## 【制度の概要】

### 1 認定団体

世界農業遺産活用実行委員会



〈ロゴマークイメージ〉

### 2 対象商品

食品（農林水産物等一次産品及びその加工食品、飲料）

### 3 申請者資格

農業、林業、畜産業、漁業又は製造業を営む個人、法人若しくはこれを営む者で組織される団体で、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 原則として、能登地域の生産者又は能登に事業所、製造施設を有する者
- (2) 対象となる商品の生産、製造又は加工の全部若しくは一部を行う者
- (3) 世界農業遺産「能登の里山里海」の価値の向上に積極的に協力できる者
- (4) 法令による営業禁止又は営業停止等の行政処分、その他法令による処分を受けていない者

### 4 認定基準

「能登の里山里海」で生まれ、世界農業遺産の保全・継承に資する商品で、以下に掲げるすべての要件を満たすもの

#### ① 能登で生産・製造された食品であること

ただし、能登地域以外で製造された商品であっても、能登地域ならではの原材料を使用し、世界農業遺産「能登の里山里海」の価値の向上と地域の活性化に資するものはこの限りでない。

#### ② 商品の原材料・生産方法等が次の条件を満たすこと

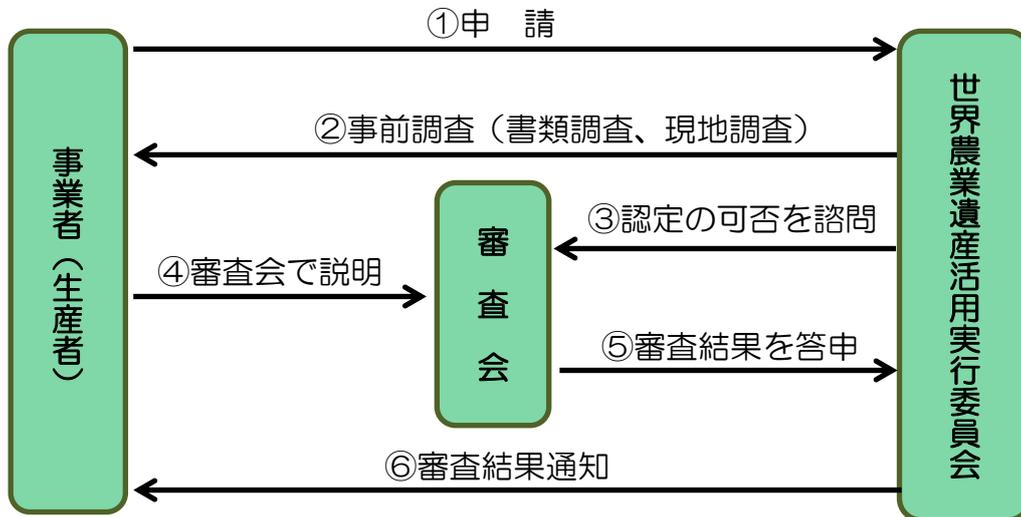
ア 次のいずれかを満たす能登地域ならではのもの

- (ア) 能登で伝承され、これからも引き継いでいくべきものであること
- (イ) 能登の太陽、風、水、土地が育んだものであること

イ 商品のコンセプトが世界農業遺産「能登の里山里海」の利活用・保全に合致するもの

③ 消費者の信頼を確保する安全・安心のための取組がなされていること

## 5 申請から認定までの流れ（フロー図）



## 6 認定の有効期間

3年間（認定延長可。ただし、継続申請手続きが必要）

### 【問い合わせ先】

世界農業遺産活用実行委員会事務局（石川県農林水産部里山振興室内）

TEL：076-225-1648

FAX：076-225-1618

E-mail：satoyama@pref.ishikawa.lg.jp